

に、「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に、「文化推進課」を「文化振興課」に、

国際交流課	
まんが・コンテンツ課	

を

まんが王国土佐推進課	
国際交流課	

に、「情報政策課」を「スポーツ課」に、

産業振興推進部	計画推進課	起業推進室
	地産地消・外商課	高知家プロモーション推進室
	移住促進課	
理事（中山間対策・運輸担当） 所管	中山間地域対策課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

を

産業振興推進部	計画推進課	
	産学官民連携・起業推進課	
	地産地消・外商課	高知家プロモーション推進室
	移住促進課	
中山間振興・交通部	中山間地域対策課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

に、

工業振興課	海洋深層水推進室
新産業推進課	

を

産業創造課	I o T 推進室
工業振興課	海洋深層水推進室

に、

観光政策課	
-------	--

を

観光政策課	
国際観光課	

に、

畜産振興課	
-------	--

を

畜産振興課	食肉センター整備準備室
-------	-------------

に、

森づくり推進課	
---------	--

を

森づくり推進課	林業大学校準備室
---------	----------

に、

水産政策課	
-------	--

を

水産政策課	豊かな海づくり大会推進室
-------	--------------

に、「合併・流通支援課」を「水産流通課」に、

土木企画課	
建設管理課	

を

土木政策課	
-------	--

に改める。

第8条の2の見出しを「(地域防災監、地域防災企画監駐在所)」に改め、同条中「地域防災監」を「地域防災監又は地域防災企画監」に改め、同条の表中

中央西地域	吾川郡いの町
-------	--------

を

中央西地域	吾川郡いの町
須崎地域	須崎市
幡多地域	四万十市

に改める。

第8条の3中「危機管理・防災課員」を「危機管理・防災課員(地域防災企画監を除く。)」に改める。

第10条の表安芸地域の項中「田野町、安田町及び北川村」を「安田町、北川村及び馬路村」に改める。

第14条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に関する事。

第16条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)」を「公印」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公文書館の整備に関する事。

第24条第8号中「未収金の回収支援」を「管理、回収及び整理の支援」に改める。

第26条を次のように改める。

(情報政策課)

第26条 情報政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県情報化計画の総合的推進に関する事。
- (2) 情報システムの調達に関する事。
- (3) 庁内ネットワークの運用管理及びセキュリティに関する事。
- (4) 産学官民の連携による地域の情報化の推進に関する事。
- (5) 地域における情報通信基盤の整備に関する事。
- (6) 公共的な情報通信ネットワークの運用に関する事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、情報化の推進に關することて他の課の主管に属しない事務の處理に關すること。

第36条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第41条第5号中「(健康対策課の主管に属する事項を除く。)」を削る。

第42条第12号中「総合調整」を「企画及び総合調整」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 子育て支援に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

第43条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2章第2節第5款の款名中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改める。

第45条の見出しを「(文化振興課)」に改め、同条中「文化推進課」を「文化振興課」に改め、同条第5号中「文化環境功勞者表彰」を「高知県文化環境功勞者表彰」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「芸術文化」を「文化芸術」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を削り、第20号を第17号とし、第21号を第18号とする。

第45条の2を削る。

第46条を次のように改める。

(まんが王国土佐推進課)

第46条 まんが王国土佐推進課の分掌事務は、まんが文化の推進に關する事務とする。

第46条の次に次の1条を加える。

(国際交流課)

第46条の2 国際交流課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際交流の総合的推進に關すること。
- (2) 国際交流事業及び国際協力事業に關すること。
- (3) 高知県国際交流協會に關すること。
- (4) 旅券発給に關すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国際交流に關することて他の課の主管に属しない事務の處理に關すること。

第51条を次のように改める。

(スポーツ課)

第51条 スポーツ課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 競技力の向上に關すること。
- (2) 生涯スポーツの推進に關すること。
- (3) 障害者スポーツの推進に關すること。
- (4) スポーツツーリズムの推進に關すること。
- (5) スポーツ医・科学の推進に關すること。
- (6) 高知県スポーツ推進審議會に關すること。
- (7) 公益財団法人高知県体育協會に關すること。
- (8) 公益財団法人高知県スポーツ振興財団に關すること。
- (9) 国民体育大会に關すること。
- (10) 高知県立県民体育館に關すること。
- (11) 高知県立武道館に關すること。
- (12) 高知県立弓道場に關すること。
- (13) 高知県立障害者スポーツセンターに關すること。
- (14) スポーツに關する資料の収集、作成及び広報に關すること。

- (15) スポーツに関する相談及び指導に関すること。
 (16) スポーツに関する調査及び研究に関すること。
 (17) スポーツ指導者の研修に関すること。
 第52条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、同条の次に次の1号を加える。
 (産学官民連携・起業推進課)

第52条の2 産学官民連携・起業推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産学官民連携の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (2) 起業や新事業展開の促進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (3) 産学官民連携センターに関すること。

第54条の次に次の款名を付する。

第6款の2 中山間振興・交通部各課の分掌事務

第55条中第6号を第10号とし、第1号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
 (2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
 (3) 部内の事務事業全般の見直しに関すること。
 (4) 部内の事務の総合調整に関すること。

第55条に次の1号を加える。

- (11) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第65条第6号中「計画推進課」を「計画推進課及び工業振興課」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 新卒者及びU・Iターン人材等の県内就職の促進に関すること。

第65条の次に次の1号を加える。

(産業創造課)

第65条の2 産業創造課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知版I・Tの推進に関すること。
 (2) コンテンツ産業の振興に関すること。
 (3) 中山間地域等シェアオフィスの推進に関すること。
 (4) 産学官の連携による研究開発の事業化の推進に関すること。
 (5) 知的財産に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (6) 職員の職務発明に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (7) 前各号に掲げるもののほか、新たな産業の振興に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第66条第1号中「及び鉱業」を削り、同条中第3号を削り、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 防災関連産業の振興に関すること。
 (3) 伝統工芸品産業の振興に関すること。
 (4) 海洋深層水の有効利用の促進及び関連産業の振興に関すること。
 (5) 鉱業の振興に関すること。

第66条に次の4号を加える。

- (7) 工業技術センターに関すること。
 (8) 紙産業技術センターに関すること。
 (9) 海洋深層水研究所に関すること。
 (10) 前各号に掲げるもののほか、工業及び鉱業の振興に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 商業の振興に関すること。
 (2) 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会の指導及び連絡調整に関すること。

第69条第7号を次のように改める。

- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく登録及び指導監督に関すること。

第70条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 工業団地及び流通団地に関すること。

第70条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 企業立地及び立地企業の支援に関すること。

第73条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 雇用対策の推進に関すること。

第73条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「公共職業訓練」を「職業訓練」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号から第14号までを削り、第15号を第9号とし、第16号及び第17号を削り、第18号を第10号とし、第19号を削り、同条第20号中「労働行政、職業能力開発及び雇用対策」を「雇用対策、労働行政及び職業能力開発」に改め、同号を同条第11号とする。

第74条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第74条の2を第74条の3とし、第74条の次に次の1号を加える。

(国際観光課)

第74条の2 国際観光課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際観光全般に関すること（受入環境整備に関するものを除く。）。
 (2) よさこいを活用したプロモーションに関すること。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、国際観光に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第75条第7号を削り、同条第8号中「観光客」を「外国人を含む観光客」に改め、同号を同条第7号とする。

第80条第14号中「及び」を「、茶及び」に改める。

第82条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「合併・流通支援課」を「水産流通課」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第83条に次の1号を加える。

- (11) 食肉センターの整備に関すること。

第86条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 部内の事務の総合調整に関すること。
 (5) 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例に関すること。

第86条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第87条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 林業大学の開校準備に関すること。

第90条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第90条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削る。

第91条中第16号を第20号とし、第2号から第15号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

(2) 高知県環境審議会に関すること。

(3) 高知県環境基本計画に関すること。

(4) 環境学習の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

(5) 高知県地域環境保全基金に関すること。

第92条第6号中「調査統計」を「統計調査」に改め、同条第12号を同条第13号とし、同条第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 漁業協同組合の合併に関すること。

第93条第7号中「漁船建造の許認可並びに漁船及び小型船舶の登録及び指導検査」を「漁船の建造及び登録」に改める。

第94条第6号中「関する事項」を「属する事項」に改める。

第95条の見出しを「（水産流通課）」に改め、同条中「合併・流通支援課」を「水産流通課」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第97条の見出しを「（土木政策課）」に改め、同条中「土木企画課」を「土木政策課」に改め、第7号を第16号とし、同号の前に次の8号を加える。

(8) 土木事務所に関すること。

(9) 部に属する予算の経理に関すること。

(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）に関すること。

(11) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽工事業に関すること。

(12) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）に関すること。

(13) 建設工事統計調査規則（昭和30年建設省令第29号）に関すること。

(14) 建設工事における入札参加資格等に関すること。

(15) 建設工事における入札及び契約の手続に関すること。

第97条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 社会資本整備推進本部に関すること。

第98条及び第99条を次のように改める。

第98条及び第99条 削除

第106条第6号中「踏切道についての構造改良計画及び立体交差化計画」を「地方踏切道改良計画」に改める。

第111条第7号中「建設管理課」を「土木政策課」に改める。

第114条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関すること。

第141条第1項中第47号を第48号とし、第13号から第46号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 健康危機管理に関すること。

第141条第2項第1号中「前項第1号から第45号まで」を「前項第1号から第46号まで」に改める。

第143条第1項第3号中「地域ケア体制」を「地域包括ケア体制」に改め、同条第3項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 感染症に関すること。

第143条第4項第5号を削り、同項第6号中「健康危機管理」を「災害医療」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第156条第6項に次の1号を加える。

(4) 発達障害者支援センターに関すること。

第158条第7号中「自殺予防情報センター」を「高知県自殺対策推進センター」に改める。

第3章第5節の節名中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改める。

第3章第5節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第181条から第183条まで 削除

第189条の8を第189条の10とし、第189条の4から第189条の7までを2条ずつ繰り下げる。

第3章第5節の2第1款中第189条の3を第189条の5とし、第189条の2を第189条の4とし、同款を同節第1款の2とし、同節に第1款として次のように加える。

第1款 産学官民連携センター

（位置）

第189条の2 高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第3号）により設置された高知県産学官民連携センター（以下「産学官民連携センター」という。）の位置は、高知市とする。

（所掌事務）

第189条の3 産学官民連携センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関すること。
- (2) 産学官民の交流機会の創出に関すること。
- (3) 産業振興等に資する人材育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、産学官民の連携に関すること。

第279条第1項中「理事・大阪事務所長、理事（中山間対策・運輸担当）」を「理事（高知県地産外商公社）、理事（高知県産業振興センター）」に改める。

第285条第1項中「、産業振興推進部副部長（交通運輸担当）」を削り、「及び東京事務所副所長」を「、東京事務所副所長及び大阪事務所長」に改める。

第291条第1項中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に、「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」に、「土木部土木企画課長」を「土木部土木政策課長」に改める。

第292条第1項中「、原則として毎週木曜日（その日が県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日）に行うほか」を削る。

第301条第2項の表中

地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	--

を

情報セキュリティ推進監	情報セキュリティ対策及び情報化施策の推進に関する専門的業務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に、

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

を

スポーツ振興監	スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
輸出振興監	輸出に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
産業技術振興監	所管する公設試験研究機関の研究開発に従事する職員を指揮監督する。

に、

地域支援企画員（総括・集落支援担当）	集落活動センターに関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
--------------------	--

を

地域支援企画員（総括・集落支援担当）	集落活動センターに関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
地域支援企画員（総括・連携担当）	連携中枢都市圏に関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。

に、

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
---------	--

を

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
---------	--

土木企画監	部内の各所属及び国土交通省等との連絡調整をするとともに、土木行政を円滑に推進するため部内職員を指揮監督する。
-------	--

に改める。
第302条の表中

主任技師	高度の経験を要する技能の業務に従事する。
------	----------------------

を

チーフ	担任の業務を掌理し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。
主任技師	高度の経験を要する技能の業務に従事する。

に改める。
第303条第1項の表中

「副部長
副部長
情報セキュリティ推進監（総務部に限る。）」

に、
「地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）
を
「スポーツ振興監（文化生活スポーツ部に限る。）
地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）
輸出振興監（産業振興推進部に限る。）
産業技術振興監（商工労働部に限る。）」

に、

建築指導課	建築主事
-------	------

を

土木政策課	土木企画監
建築指導課	建築主事

に改める。
第304条第2項の表中

産学官民連携センター	センター長 副センター長 プロジェクトマネージャー
------------	---------------------------------

消費生活センター	所長 次長
女性相談支援センター	所長 次長

を「

消費生活センター	所長 次長
女性相談支援センター	所長 次長
産学官民連携センター	センター長 副センター長 プロジェクトマネージャー

に、「

農業技術センター	所長 次長 技術次長
----------	------------------

を「

農業技術センター	所長 次長 技術次長 企画監 専門企画員
----------	----------------------------------

に、「

畜産試験場	次長 技術次長
-------	------------

を「

畜産試験場	次長 技術次長 専門企画員
-------	---------------------

に改める。

第305条の表中「計量検定所の職員」を「計量検定所チーフ」に改める。

第306条の表中「第15条及び」を「第15条の3及び」に、「第33条及び」を「第33条の3及び」に、

高知県がん対策推進協議会	高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）第19条第1項の規定による同条例第7条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申に関する事務	健康対策課
--------------	--	-------

を「

高知県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	国保指導課
----------------	--	-------

に、「

高知県がん対策推進協議会	高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）第19条第1項の規定による同条例第7条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申に関する事務	健康対策課
--------------	--	-------

を「

高知県いじめ問題再調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	人権課
----------------	---	-----

を「

高知県いじめ問題再調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	人権課
----------------	---	-----

に、「

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ課
--------------	--	-------

に、「建設管理課」を「土木政策課」に改め、同表高知県宅地建物取引業審議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部文化推進課	文化生活スポーツ部文化振興課
文化生活部国際交流課	文化生活スポーツ部国際交流課
文化生活部まんが・コンテンツ課	文化生活スポーツ部まんが王国土佐推進課
文化生活部県民生活・男女共同参画課	文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課
文化生活部私学・大学支援課	文化生活スポーツ部私学・大学支援課
文化生活部人権課	文化生活スポーツ部人権課
文化生活部情報政策課	総務部情報政策課
産業振興推進部中山間地域対策課	中山間振興・交通部中山間地域対策課
産業振興推進部鳥獣対策課	中山間振興・交通部鳥獣対策課
産業振興推進部交通運輸政策課	中山間振興・交通部交通運輸政策課
水産振興部合併・流通支援課	水産振興部水産流通課
土木部土木企画課 土木部建設管理課	土木部土木政策課

（高知県損害賠償等審査会規則の一部改正）

3 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「財政課チーフ（公債・基金担当）」を「財政課企画監（執行管理・調整担当）」に、「並びに」を「、高知県教育委員会事務局教育政策課チーフ（企画調整担当）並びに」に改める。

（高知県予算規則の一部改正）

4 高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する理事（中山間対策・運輸担当に限る。）を含む。）」を削る。

（高知県庁舎管理規則の一部改正）

5 高知県庁舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。
別表第1 高知県農業技術センター山間試験室の庁舎の項を削る。

（高知県文化賞授与規則の一部改正）

6 高知県文化賞授与規則（平成7年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「高知県文化生活部長」を「高知県文化生活スポーツ部長」に改める。
（高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正）

7 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則（平成16年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第14条中「高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課」を「高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」に改める。
（高知県私立学校法等施行細則の一部改正）

8 高知県私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高知県文化生活部私学・大学支援課」を「高知県文化生活スポーツ部私学・大学支援課」に改める。
（高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正）

9 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則（平成10年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第8条中「高知県文化生活部人権課」を「高知県文化生活スポーツ部人権課」に改める。
（高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正）

10 高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「高知県商工労働部新産業推進課長」を「高知県商工労働部産業創造課長」に改める。

第19条中「高知県商工労働部新産業推進課」を「高知県商工労働部産業創造課」に改める。
（高知県建設業法施行細則の一部改正）

11 高知県建設業法施行細則（昭和24年高知県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「高知県土木部建設管理課」を「高知県土木部土木政策課」に改める。
（下田川水門等操作規則の一部改正）

12 下田川水門等操作規則（昭和57年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「遡上」を「遡上」に、「氾濫」を「氾濫」に改める。

第4条中「高知県高知土木事務所長」を「高知県中央東土木事務所長」に改め、同条第1号中「高潮警戒」を「高潮警報」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「遡上」を「遡上」に改める。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表中

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務
---------	------------------------------------

を

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
---------	---------------------------

	に関する専門的事務
土木企画監	土木政策の企画及び総合調整事務

に改める。
第3条の3の表中

理事	知事の特命事項
----	---------

を

理事	知事の特命事項
情報セキュリティ推進監	情報セキュリティ対策及び情報化施策の推進に関する専門的事務
スポーツ振興監	スポーツに関する事務

に、

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
---------	--

を

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
輸出振興監	輸出振興に関する事務
産業技術振興監	所管する公設試験研究機関の研究開発に関する事務

に改める。

別表第1の2の(7)の項及び2の(9)の項中「新産業推進課長」を「産業創造課長」に改め、同表の3の(9)のウの項中「及び会計支援推進監」を「、会計支援推進監及び土木企画監」に改め、同表の7の(2)のウの項及び7の(3)のイの項中「及び地域振興(地域づくり支援)に係る補助金等のうち産業振興推進部の予算によるもの」を削り、同表の9の(1)のウの項及び11の(1)のカの(ア)の項中「※」を削り、同表の11の(3)のアの項中「第164条各号」を「第164条第1号から第4号まで及び第6号」に改め、同表の11の(3)のウの項中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項を同表の11の(3)のエの項とし、同表の11の(3)の項中イの項をウの項とし、アの項の次に次のように加える。

イ	高知県財産			○				総務部長
---	-------	--	--	---	--	--	--	------

規則第164条 第5号に掲げ る事項								政策企画 課長 財政課長 税務課長 管財課長
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

別表第1備考3中「地域防災監、地域産業振興監」を「情報セキュリティ推進監、スポーツ振興監、地域防災監、地域産業振興監、輸出振興監、産業技術振興監」に改め、同表備考5中「及び会計支援推進監」を「、会計支援推進監及び土木企画監」に改め、同表備考6を削り、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とし、同表備考12中「、地域支援企画員(総括・集落支援担当)」を「、地域支援企画員(総括・集落支援担当)及び地域支援企画員(総括・連携担当)」に、「当該地域支援企画員(総括・集落支援担当)」を「当該地域支援企画員(総括・集落支援担当)又は地域支援企画員(総括・連携担当)」に改め、同備考を同表備考11とし、同表備考13を同表備考12とし、同表備考14を同表備考13とする。

別表第2備考13から備考15までの規定中「中央東林業事務所嶺北林業振興事務所」を「高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所」に改める。

別表第3の1の(11)を同表の1の(12)とし、同表の1の(10)を同表の1の(11)とし、同表の1の(9)の次に次のように加える。

(10) 情報政策課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長			
電子計算機及びネットワークの運営に関する事務	(1) 電子計算機の運営に関すること。				○				
	(2) 県庁ネットワークの運営管理に関すること。				○				
	(3) 高知県情報ハイウェイの運営管理に関すること。				○				
	(4) 高知県情報ハイウェイの民間利用に関するこ				○				

令及び役員の解職の勧告並びに解散命令(法第56条第1項及び第4項から第8項まで)																	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(1)の表4の(12)の項中「市町村社会福祉協議会」を「町村社会福祉協議会」に改め、同表の4の(2)の表5の(2)の項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同表の4の(2)の表5の(4)の項中「合併」を「吸収合併及び新設合併」に、「第49条第2項」を「第50条第3項及び法第54条の6第2項」に改め、同表の4の(2)の表5の(5)の項を次のように改める。

(5) 社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査、必要な措置の勧告、勧告に従わないときのその旨の公表、勧告に係る措置命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令(法第56条第1項及び第4項から第8項まで)			○														
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(3)の表2の(14)及び2の(15)の項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表の4の(3)の表2の(19)の項中「(18)」を「(19)」に改め、同項を同表の4の(3)の表2の(20)の項とし、同表の4の(3)の表2の(18)の項を同表の4の(3)の表2の(19)の項とし、同表の4の(3)の表2の(17)の項の次に次のように加える。

(18) 措置児童に対する医療受診券の発券等(法第50条第7号及び第7号の2)								○									児童相談所長
---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

別表第3の4の(3)の表17の(2)の項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同表の4の(3)の表17の(4)の項中「合併」を「吸収合併及び新設合併」に、「第49条第2項」を「第50条第3項及び法第54条の6第2項」に改め、同表の4の(3)の表17の(5)の項を次のように改める。

(5) 社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査、必要な措置の勧告、勧告に従わないときのその旨の公表、勧告に係る措置命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令(法第56			○														
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

条第1項及び第4項から第8項まで)																	
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(3)の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、同表の4の(4)の表1の(2)の項中「第13条第2項第1号」を「第13条第3項第1号」に改め、同表の4の(4)の表1の(5)の項中「助産所」を「助産施設」に改め、同表の4の(4)の表1の(16)の項中「第34条の3」を「第34条の4」に改め、同表の4の(4)の表1の(17)の項中「第34条の4第1項」を「第34条の5第1項」に改め、同表の4の(4)の表1の(18)の項中「第34条の5」を「第34条の6」に改め、同表の4の(4)の表1の(19)の項中「第6項」を「第11項」に改め、同表の4の(4)の表1の(20)の項中「第7項」を「第12項」に改め、同表の4の(4)の表2の(8)の項中「第13条の4」を「第13条の5」に改め、同表の4の(4)の表6の(2)の項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同表の4の(4)の表6の(4)の項中「合併」を「吸収合併及び新設合併」に、「第49条第2項」を「第50条第3項及び法第54条の6第2項」に改め、同表の4の(4)の表6の(5)の項を次のように改める。

(5) 社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査、必要な措置の勧告、勧告に従わないときのその旨の公表、勧告に係る措置命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令(法第56条第1項及び第4項から第8項まで)			○														
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(4)の表中6の(11)の項を6の(12)の項とし、6の(10)の項を6の(11)の項とし、同表の4の(4)の表6の(9)の項の次に次のように加える。

(10) 社会福祉事業を営業者に対する報告の徴収並びに検査及び調査(法第70条)								○									
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(4)の表8の(1)の項中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同表の4の(5)の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、同表の5中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改め、同表の5の(1)中「文化推進課」を「文化振興課」に改め、同表の5の(1)の表中7の項から11の項までを削り、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 高知県立高知城歴史博物館	(1) 休館日の変更等(高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する							○									
----------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

館に関する事務	条例（平成27年高知県条例第51号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）																
	(2) 開館時間の変更（条例第4条第2項）					○											
	(3) 利用料金及び観覧料を9割に相当する金額とする者を定めること。（条例第17条第2号）					○					財政課長						
	(4) 資料等、施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第18条）					○											
	(5) 観覧料及び使用料の額の決定（高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年高知県規則第78号）第15条）					○					財政課長						
	(6) (1)から(5)までの事項以外の高知県立高知城歴史博物館に関すること。					○											

別表第3の5の(3)の表14の(11)の項及び14の(17)の項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同表の5の(6)を次のように改める。

(6) スポーツ課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

1 高知県立県民体育館に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）					○											
	(2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）							○									
	(3) 利用料金の決定及び変更（条例第9条）								○						財政課長		
	(4) 施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第14条）						○										
	(5) (1)から(4)までの事項以外の高知県立県民体育館に関すること。									○							
	2 高知県立武道館に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）									○						
(2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）											○						
(3) 利用料金の決定及び変更（条例第9条）												○				財政課長	
(4) 施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第14条）													○				
(5) (1)から(4)までの事項以外の高知県立武道館に関すること。														○			

3 高知県立弓道場に関する事務	(1) 休館日の変更等(高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例(平成24年高知県条例第55号。以下この項において「条例」という。)第3条ただし書)			○																
	(2) 利用時間の変更(条例第4条第2項)					○														
	(3) 利用料金の決定及び変更(条例第11条)					○														財政課長
	(4) 施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定(条例第16条)			○																
	(5) (1)から(4)までの事項以外の高知県立弓道場に関すること。					○														
4 高知県立障害者スポーツセンターに関する事務	(1) 休所日の変更等(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号)第3条第2項)			○																
	(2) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第11条)			○																
	(3) (1)及び(2)の事項以外の高知県立障害者スポーツセンターに関すること。					○														

別表第3の13を同表の14とする。

別表第3の12の(1)中「建設管理課」を「土木政策課」に改め、同表の12の(6)の表2の(1)の項中「立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画」を「地方踏切道改良計画」に改め、同表の12の(9)の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5

の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同表の12の(10)の表1の(1)の項中「仮使用承認」を「仮使用認定」に改め、同表の12の(10)の表8の項を次のように改める。

8 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。)附則第6条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)に基づく届出をした建築主等に対する建築物省エネ法附則第7条第1項及び第2項の規定により、なお従前の例によることとされた当該届出事項に係る勧告及び指示並びに当該指示に係る公表及び措置命令(旧法第75条第2項から第4項まで及び第75条の2第2項)					○															高知県幡多土木事務所所管区域内のものについては、高知県幡多土木事務所長に委任する。
	(2) (1)に掲げる勧告、指示、公表及び措置命令に係る報告の徴収及び立入検査(旧法第87条第10項)					○															〃

別表第3の12の(10)の表に次のように加える。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に関する	(1) 建築主等に対する建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言(法第8条)					○															高知県幡多土木事務所所管区域内のものについては、高知県幡多土木
---	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------

事務										事務所長に委任する。
(2) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（以下この項において「計画」という。）の届出者に対する当該計画の変更その他必要な措置の指示及び当該指示に係る措置命令（法第19条第2項及び第3項並びに附則第3条第3項及び第4項）					○					〃
(3) 計画の通知者に対する当該計画の変更その他必要な措置の協議請求（法第20条第3項及び附則第3条第8項）					○					〃
(4) 建築主等に対する報告の徴収及び立入検査（法第21条第1項及び附則第3条第9項）					○					〃
(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第3の12を同表の13とする。
 別表第3の11の(1)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、同表の11の(2)の表13の項を削り、同表の11の(4)中「合併・流通支援課」を「水産流通課」に改め、同表の11を同表の12とする。
 別表第3の10の(1)の表中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、同表の10の(3)の表1の(5)の項中「第15条及び第16条」を「第20条及び第21条」に改め、同表の10の(3)の表2の(1)の項中「事業地取得支援補助」を「林業機械のレンタル及び森林組合生産性向上支援補助」に改め、同表の10の(3)の表3の(2)の項中「（レンタルタイプに係るものを除く。）」を削り、同表の10の(3)の表8の(5)の項中「(4)」を「(5)」に改め、同項を同表の10の(3)の表8の(6)の項とし、同表の10の(3)の表8の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 県有地における防除の実施に関すること。									○		〃
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

別表第3の10の(4)の表7の(1)の項中「事業に係る」を「加工力強化整備事業に係る」に改め、別表第3の10の(6)の表4の項を削り、同表の10の(7)の表中12の項を16の項とし、11の項を15の項とし、10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、8の項を12の項とし、7の項を11の項とし、6の項を10の項とし、5の項を9の項とし、4の項を8の項とし、3の項を7の項とし、2の項を6の項とし、1の項を5の項とし、同項の前に次のように加える。

1 高知県環境審議会条例（平成6年高知県条例第21号）に関する事務	高知県環境審議会の庶務（高知県環境審議会条例第8条）								○		
2 高知県環境基本条例（平成8年高知県条例第4号）に関する事務	環境基本計画の策定及び変更（高知県環境基本条例第9条）					○					関係する課長
3 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 体験の機会の場の認定（法第20条第1項）					○					
	(2) 体験の機会の場の認定の取消し（法第20条の6第1項）					○					
	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。								○		

4 高知県 地域環境 保全基金 条例（平 成2年高 知県条例 第4号） に関する 事務	高知県地域環境保全基金 の運用（高知県地域環境保 全基金条例第5条）			○								財政課 長
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第3の10を同表の11とする。
 別表第3の9の(3)の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、同表の9の(3)の表10の(2)の項中「第24条第1項」を「第25条」に改め、同表の9の(3)の表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同表の9の(3)の表に次のように加える。

12 民間公 益活動を 促進する ための休 眠預金等 に係る資 金の活用 に関する 法律（平 成28年法 律第101 号）に関 する事務	農業協同組合に係る預金 等の異動事由の認可（民間 公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活 用に関する法律第2条第4 項第2号）				○							
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(6)の表1の(1)の項及び1の(5)の項中「合併・流通支援課長」を「水産流通課長」に改め、同表の9の(6)の表2の項及び同表の9の(7)の表11の項中「合併・流通支援課」を「水産流通課」に改め、同表の9の(8)の表6の(6)の項中「工事及び」を「工事及び補助金の検査並びに」に改め、同表の9を同表の10とする。
 別表第3の8の(2)の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補			

					等		佐等					
1 高知県 立足摺海 洋館に関 する事務	(1) 休館日の変更等（高 知県立足摺海洋館の設置 及び管理に関する条例 （昭和49年高知県条例第 46号。以下この項におい て「条例」という。）第 2条ただし書）			○								
	(2) 入場料を9割に相当 する金額とする者及び旅 行業者からの徴収額に係 る控除額を定めること。 （条例第4条第2項及び 第3項）						○				財政課 長	
	(3) 入場料の減免（条例 第5条及び高知県立足摺 海洋館の設置及び管理に 関する条例施行規則（昭 和50年高知県規則第15 号）第7条）			○								
	(4) 入場料の還付（条例 第6条ただし書及び高知 県立足摺海洋館の設置及 び管理に関する条例施行 規則第8条）						○					
	(5) 高知県立足摺海洋館 の施設及び資料等の損傷 及び亡失による損害の認 定（条例第7条）			○								
	(6) 運営業務の委託			○							財政課 長	
	(7) (1)から(6)までの 事項以外の高知県立足摺 海洋館に関すること。						○					
2 農山漁 村滞在型	(1) 基本方針の策定及び 変更（法第4条第1項及			○							関係す る部局	

余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号。以下この項において「法」という。)に関する事務	び第5項)									長	
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。										○

別表第3の8を同表の9とする。

別表第3の7の(2)の表に次のように加える。

8 高知県工業技術センターに関する事務	(1) 利用の許可等(高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成2年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。)第3条第1項、第2項及び第5項)										○	高知県工業技術センター所長
	(2) 利用の許可の取消し等(条例第4条第1項)										○	〃
	(3) 使用料及び手数料の減免(条例第7条)										○	〃
	(4) 使用料及び手数料の還付(条例第8条ただし書)										○	〃
	(5) 企業化支援研究の改造及び模様替えの承認(条例第10条ただし書)										○	〃
	(6) 利用時間の変更(高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高											○

	知県規則第16号。以下この項において「規則」という。)第2条第2項)											
	(7) 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可(規則第12条第1項ただし書)										○	〃
	(8) 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示(規則第14条第1項)										○	〃
9 高知県立紙産業技術センターに関する事務	(1) 利用の許可等(高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。)第3条)										○	高知県立紙産業技術センター所長
	(2) 利用の許可の取消し等(条例第4条第1項)										○	〃
	(3) 使用料及び手数料の減免(条例第7条)										○	〃
	(4) 使用料及び手数料の還付(条例第8条ただし書)										○	〃
	(5) 利用時間の変更(高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号。以下この項において「規則」という。)第2条第2項)										○	〃
	(6) 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可(規則第12条ただし書)										○	〃

	(7) 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示(規則第14条第1項)									○		〃
10 高知県海洋深層水研究所に関する事務	海洋深層水の有料分水に伴う契約事務に関する事									○		高知県海洋深層水研究所長
11 商工労働部に属する試験研究機関に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	(1) 共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関する事									○		
	(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの									○		
	(3) 試験研究の実施に関する事務的な確認事項									○		試験研究を実施する機関長

別表第3中7の(3)を削り、7の(2)を7の(3)とし、7の(1)の次に次のように加える。
 (2) 産業創造課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 職務発明等に係る権利の取得及び管理に関	(1) 職務発明の認定及び特許を受ける権利等の承継の決定		○							
	(2) 共同発明等による共		○					管財課	職務発	

する事務	同出願契約に関する事(商標に関する事項を除く。)												長 関係する 部局 長	明に係る共同出願契約については、管財課長に合議を要しない。
	(3) (2)に伴う申請、報告等に関する事							○						
	(4) 特例実施補償金の決定							○					人事課長	
	(5) 不服申立てに対する決定							○					関係する部局長	
	(6) 特許権等の実施許諾に関する事(商標に関する事項を除く。)							○					人事課長 管財課長 関係する部局長	1 無償貸付け及び減額貸付けの場合は、財政課長に合議する。 2 高知県財産規則第16条ただし書に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。

	(7) (6)のうち軽易又は定例的なもの												○							
	(8) その他職務発明等の管理に関すること（商標に関する事項を除く。）。													○						関係する部局長
	(9) (8)のうち軽易又は定例的なもの													○						高知県財産規則第16条各号に該当するもの（同条ただし書に該当するものを除く。）については、管財課長に合議する。
2	高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）に関する事務	高知県職務発明等審査会の臨時の委員の指名（高知県職員の職務発明等に関する規則第17条第6項）												○						

別表第3の7の(4)の表に次のように加える。

13	中小企業における経営の	(1) 中小企業者の認定に関すること（法第12条第1項及び中小企業におけ												○						
----	-------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下この項において「法」という。）に関する事務	る経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成20年政令第245号）第2条)																			
	(2) 中小企業者の認定の取消しに関すること（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下この項において「省令」という。）第9条)													○						
	(3) 認定中小企業者の報告に関すること（省令第12条)														○					
	(4) 経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認に関すること（省令第13条第1項)															○				
	(5) 経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認の取消しに関すること（省令第13条第4項)														○					
	(6) 指導及び助言に係る確認に関すること（省令第16条第1項)															○				
	(7) 指導及び助言に係る変更の確認に関すること（省令第17条第1項及び第2項)																○			
	(8) 指導及び助言に係る確認の取消しに関すること（省令第18条第1項及び第2項)															○				
	(9) (1)から(8)までの事項以外の法に関すること。																	○		

別表第3の7の(6)の表9の(2)の項中「第35条」を「第36条」に、同表の7の(6)の表10の項中「第41条第1項」を「第37条第1項」に改め、同表の7を同表の8とする。

別表第3の6中「産業振興推進部各課」を「中山間振興・交通部各課」に改め、同表中6の(1)を削り、6の(2)を6の(1)とし、6の(3)を6の(2)とし、6の(4)を6の(3)とし、同表の6を同表の7とする。

別表第3の5の次に次のように加える。

6 産業振興推進部各課

産学官民連携・起業推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長 課長補佐等	所長			
1 産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業に関する事務	産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業の修了証書に関すること。						○		産学官民連携センター長	
2 土佐フードビジネスクリエーター人材創出講座に関する事務	(1) 寄附金の支出負担行為に関すること。						○	合議先は、別表第1の12の(18)のハの規定に準ずる。	〃	
	(2) 寄附金の支払及び報告書の確認に関すること。						○		〃	
3 コーディネーター	(1) 高知県産業人材育成コーディネーターの設置						○		〃	

一の委嘱に関する事務	のための要綱の制定及び改廃並びに当該コーディネーターの委嘱																		
	(2) 高知県産学官民連携センター事業推進コーディネーターの設置のための要綱の制定及び改廃並びに当該コーディネーターの委嘱																	○	〃
	(3) 高知県産学官民連携センター事業創出アドバイザーの設置のための要綱の制定及び改廃並びに当該アドバイザーの委嘱																	○	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の3の(2)の表1の(11)の項及び3の(4)の表1の項の改正規定は、平成29年4月2日から施行する。

訓 令
<p>高知県訓令第6号</p> <p style="text-align: right;">本 庁 各出先機関</p> <p>機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日(揭示済)</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p style="text-align: center;">機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (高知県公印規程の一部改正)</p> <p>第1条 高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表知事印の項中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に、</p> <p>「産業振興推進部計画推進課長」を</p> <p>「産業振興推進部計画推進課長 中山間振興・交通部 中山間地域対策課長」</p> <p>に、「土木部建設管理課長」を「土木部土木政策課長」に改め、同表理事印の項中「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「必要とする課の長」に改め、同表部長印の項中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に、</p> <p>「産業振興推進部計画推進課長」を</p> <p>「産業振興推進</p>

<p>部計画 推進課 長 中山間 振興・ 交通部 中山間 地域対 策課長」</p> <p>に、「土木部建設管理課長」を「土木部土木政策課長」に改める。</p> <p>(高知県法制審議会規程の一部改正)</p> <p>第2条 高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 文化生活スポーツ部長</p> <p>第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(6) 中山間振興・交通部長 (高知県電子計算機運営規程の一部改正)</p> <p>第3条 高知県電子計算機運営規程(平成6年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第4号中「文化生活部情報政策課」を「総務部情報政策課」に改める。</p> <p>第4条第1項中「文化生活部情報政策課長」を「総務部情報政策課長」に改める。</p> <p>第18条及び第19条中「文化生活部長」を「総務部長」に改める。</p> <p>(高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程の一部改正)</p> <p>第4条 高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程(平成15年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条中「文化生活部長」を「総務部長」に改める。</p> <p>(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)</p> <p>第5条 高知県障害者施策推進本部設置規程(昭和57年4月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表本部員の項中「理事(中山間対策・運輸担当)」を削り、</p> <p>「文化生活部長 産業振興推進部長」</p> <p>を</p> <p>「文化生活スポーツ部長 産業振興推進部長 中山間振興・交通部長」</p>
--

<p>に改め、同表幹事の項中 「総務部市町村振興課長」 を 「総務部市町村振興課長 総務部情報政策課長」 に、</p> <p>「文化生活部文化推進課長 文化生活部県民生活・男女共同参画課長 文化生活部私学・大学支援課長 文化生活部人権課長 文化生活部情報政策課長 産業振興推進部交通運輸政策課長」</p> <p>を</p> <p>「文化生活スポーツ部文化振興課長 文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長 文化生活スポーツ部私学・大学支援課長 文化生活スポーツ部人権課長 文化生活スポーツ部スポーツ課長 中山間振興・交通部交通運輸政策課長」</p> <p>に、「スポーツ健康教育課長」を「保健体育課長」に改める。</p> <p>(高知県中山間総合対策本部設置規程の一部改正)</p> <p>第6条 高知県中山間総合対策本部設置規程(平成7年4月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第4項中「理事(中山間対策・運輸担当)、地域福祉部長及び産業振興推進部長」を「地域福祉部長、産業振興推進部長及び中山間振興・交通部長」に改め、同条第5項中「文化生活部副部长」を「文化生活スポーツ部副部长」に、「産業振興推進部地域産業振興監」を「産業振興推進部地域産業振興監、中山間振興・交通部副部长」に改める。</p> <p>第6条第3項中「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」に、「産業振興推進部中山間地域対策課長補佐」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長補佐」に改め、同条第4項中「産業振興推進部中山間地域対策課」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課」に改める。</p> <p>(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)</p> <p>第7条 高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第4項中「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長」に改める。</p> <p>第5条第3項中「文化生活部副部长」を「文化生活スポーツ部副部长」に、「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長」に、「文化生活部県民生活・男女共同参画課長」を「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」に改める。</p> <p>第7条第2項中「文化生活部県民生活・男女共同参画課長」</p>

<p>を「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」に改める。</p> <p>別表第1中「理事（中山間対策・運輸担当）」を削り、「文化生活部長 産業振興推進部長」を</p> <p>「文化生活スポーツ部長 産業振興推進部長 中山間振興・交通部長」に改める。</p> <p>別表第2中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に、「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」に、「土木部土木企画課長」を「土木部土木政策課長」に改める。</p> <p>（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）</p> <p>第8条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第2項中「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長」に改める。</p> <p>第9条中「文化生活部県民生活・男女共同参画課」を「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」に改める。</p> <p>別表第2中「文化生活部県民生活・男女共同参画課長」を「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」に、「産業振興推進部交通運輸政策課長」を「中山間振興・交通部交通運輸政策課長」に、「水産振興部合併・流通支援課長」を「水産振興部水産流通課長」に、「土木部土木企画課長」を「土木部土木政策課長」に改める。</p> <p>（高知県鳥獣保護管理員の服務等に関する規程の一部改正）</p> <p>第9条 高知県鳥獣保護管理員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「産業振興推進部鳥獣対策課長」を「中山間振興・交通部鳥獣対策課長」に改める。</p> <p>（高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部改正）</p> <p>第10条 高知県漁業協同組合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条第3項中「水産振興部合併・流通支援課長」を「水産振興部水産政策課長」に改め、同条第4項中「水産振興部合併・流通支援課チーフ（県一漁協推進担当）」を「水産振興部水産政策課チーフ（県一漁協推進担当）」に改め、同条第5項中「水産振興部合併・流通支援課」を「水産振興部水産政策課」に改める。</p> <p>別表部員の項中「水産振興部合併・流通支援課長」を「水産振興部水産流通課長」に、 「水産振興部合併・流通支援課課長補佐 水産振興部合併・流通支援課課長補佐（漁協組織強化担</p>	<p>当）」</p> <p>を 「水産振興部水産流通課課長補佐」 に改め、同表幹事の項中 「水産振興部水産政策課チーフ（漁協検査指導担当）」を 「水産振興部水産政策課チーフ（漁協検査指導担当） 水産振興部水産政策課チーフ（県一漁協推進担当）」に、 「水産振興部合併・流通支援課チーフ（県一漁協推進担当） 水産振興部合併・流通支援課チーフ（加工担当） 水産振興部合併・流通支援課チーフ（流通・消費拡大担当） 水産振興部合併・流通支援課チーフ（輸出振興担当）」を 「水産振興部水産流通課チーフ（加工担当） 水産振興部水産流通課チーフ（流通・消費拡大担当） 水産振興部水産流通課チーフ（輸出振興担当）」に改める。</p> <p>（高知県建設工事指名業者選定審査会規程の一部改正）</p> <p>第11条 高知県建設工事指名業者選定審査会規程（昭和41年3月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条中「土木部建設管理課」を「土木部土木政策課」に改める。</p> <p>（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）</p> <p>第12条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第3項中「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長」に改め、同条第5項中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に改める。</p> <p>（下田川水門等操作規程の一部改正）</p> <p>第13条 下田川水門等操作規程（昭和57年9月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令達先を次のように改める。</p> <p>本 庁 中央東土木事務所 第2条第2項中「高知土木事務所長」を「中央東土木事務所長」に改める。</p> <p>第4条の見出し中「遡上」を「遡上」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p>	
--	---	--